

# 税理士報酬

相続税務報酬

①と②のいずれかが200万円以下の場合： ①と②うち低い額

①と②の両方が200万円円超の場合： ①と②の平均額

①

取得財産の合計額 (A)※1		報酬率	報酬額速算表
超	以下		
1億円以下		0.8%	(A) × 0.008
1億円	3億円	0.5%	(A) × 0.005 + 300,000
3億円	10億円	0.2%	(A) × 0.002 + 1,200,000
10億円超		0.1%	(A) × 0.001 + 2,200,000

※1 千円未満切り捨て

②

報酬の項目	内容	単価等(円)
基本報酬 ※2	取得財産の0.3% (最低 300,000円、最高2,000,000円)	
財産評価報酬		
土地	評価1件当たり(非上場株式に含まれる物を含む)	
	路線価方式	100,000
	倍率・個別評価方式	50,000
	鑑定評価方式	30,000
	複雑・特殊なもの(追加料金)	100,000
建物	評価1件当たり	20,000
預金等	1口座当たり	10,000
有価証券	上場株式1銘柄当たり	10,000
	非上場株式・有限会社出資金1社当たり	150,000
	公社債・投資信託等1件当たり	10,000
	信用金庫等出資金1行当たり	5,000
事業用資産	機械器具等減価償却資産	20,000
	商品等棚卸資産	20,000
	売掛金等	20,000
	その他財産	20,000
家庭用資産	特別の調査を要する場合	100,000
その他の財産	生命保険1件当たり	10,000
	退職手当金1件当たり	10,000
	立木 状況によりご相談	
	その他 状況によりご相談	20,000
債務	借入金、未払金等1件につき	5,000
葬儀費用	支払い先1件につき	5,000
相次相続等特殊事情	難易度により決定する	
相続時精算課税	相続時精算課税の申告があった場合	30,000
準確定申告報酬	6万円～(所得税の申告に準じる)	60,000
その他複雑案件	延納・物納・申請・その他の状況によりご相談	

上記合計額…③

※2 基本報酬には、相続税の申告書作成報酬が含まれます。

※ 評価額減額の特例等を適用する前の金額を基準として計算いたします。

※ 計算の結果、申告不要の場合は上記により計算した金額から30%割引いたします。

※ 相続税額が全部で0円となる場合、上記により計算した金額から20%割引いたします。

その他の税理士報酬一覧表

適用	税理士報酬
遺産分割協議書作成	50,000円～
準確定申告書作成：基本報酬	40,000円～
〃：相続人お一人当たり	30,000円～
修正申告書作成：基本報酬	40,000円～
〃：相続人お一人当たり	30,000円～
相続税更正請求書作成：基本報酬	50,000円～
〃：相続人お一人当たり	30,000円～
相続税の試算	100,000円～
贈与税の申告	30,000円～

※ 上記金額はすべて消費税別となっております。